

# 横浜の埋蔵文化財

- 埋蔵文化財保護（保存と活用） -

2022（令和4）年4月

横浜市教育委員会

## 目次

1	埋蔵文化財	3
2	埋蔵文化財包蔵地	3
3	埋蔵文化財の保存	3
4	埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合	4
5	埋蔵文化財の手続き一覧	5
6	埋蔵文化財の活用	5
資料	埋蔵文化財の取扱い手順／様式集	6



史跡 大塚・歳勝土遺跡（整備前）

## 1 埋蔵文化財

埋蔵文化財とは、「土地に埋蔵されている文化財」（文化財保護法〔昭和25年5月30日 法律第214号〕以下、「法」という）のことで、一般的には「遺跡」として認識されているものです。

「遺跡」は、「遺構と遺物」からなり、「遺構」は土地に構築された建物等の跡であり、「遺物」は石器や土器といった、当時使用していた物を指します。このような「遺跡」が埋蔵されている可能性の高い範囲のことを、法では「埋蔵文化財包蔵地」と規定しています。

## 2 埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財包蔵地とは、「地表面に遺物が落ちているもの」、「古墳、横穴、城跡等、実際に目視できるもの」、「過去の記録や伝承等で遺跡の存在が伝えられているもの」、このような情報を総合して検討し、地図に遺跡範囲を示したもののことです。その範囲内は、埋蔵文化財が存在する可能性が高く注意が必要ですが、範囲外からも、遺跡が発見される場合もあります。

横浜市内に所在する指定文化財等の情報や埋蔵文化財包蔵地については、「文化財ハマ Site」（横浜市行政地図情報提供システム）で閲覧できます。

## 3 埋蔵文化財の保存

埋蔵文化財とは、多種多様な文化財の中でも、一度破壊されると、二度とその存在を認識・把握することが不可能となるのが特徴であり、その保存については、特に注意深く、慎重に行うことが必要となります。

法では、次のように文化財保護への心構えを規定しています。

- ◆ 「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」（法第1条）
- ◆ 「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」（法第3条）
- ◆ 「一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない」（法第4条第1項）

#### 4 埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を施工する場合

埋蔵文化財包蔵地及び隣接地での土木工事等を施工するには、次のように教育委員会と協議を進めていく必要があります。

##### (1) 埋蔵文化財包蔵地の確認

土木工事等を計画した範囲が、埋蔵文化財包蔵地及び隣接地に該当するか「文化財ハマ Site」で確認してください（右の QR コード：横浜市行政地図情報提供システムで「文化財ハマ Site」を選択してください）。不明なことは、E メールや FAX でお問い合わせください。



(E メール：ky-maibun@city.yokohama.jp/FAX：045 - 224 - 5863)

該当する場合は(2)へ、該当しない場合は(3)へ進みます。

##### (2) 埋蔵文化財包蔵地の取扱い

埋蔵文化財包蔵地及び隣接地に該当した場合、教育委員会とその取扱いについて協議が必要となるため、工事着手 60 日前までに、「埋蔵文化財発掘の届出」（第 2 号様式）と「掘削範囲」と「掘削深度」が図示された「設計図一式」を提出してください。提出された書類をもとに、必要であれば「現地踏査」、「試掘調査」を実施して、埋蔵文化財を保存するための「指示」を教育委員会で通知します。

###### ア 現地踏査

現地踏査とは、現地の状況を、教育委員会が実見して確認します。土地にも立ち入ります。

###### イ 試掘調査

試掘調査とは、土木工事等の計画に合わせて、原則、教育委員会が試掘調査を行い、埋蔵文化財の有無を確認します。費用は、公費または工事主体者（原因者）が負担します。

###### ウ 指示

###### ① 発掘調査

発掘調査とは、「発掘作業」＋「出土品等整理作業」＋「報告書作成」の三つからなる作業を総称した名称です。「発掘作業」は、遺構や遺物を発見するごとに記録をとりながら、掘り進めていきます。「出土品等整理作業」は、「発掘作業」で記録された図面や遺物を整理していきます。「報告書作成」では、「出土品等整理作業」で整理された情報を、報告書としてまとめ、「発掘調査報告書」を刊行します。原則、工事主体者（原因者）が費用負担します。

###### ② 工事立会

工事立会とは、施工に埋蔵文化財専門職員が立会い、必要であれば小規模な発掘調査をすることです。

###### ③ 慎重工事

慎重工事とは、埋蔵文化財に注意して、慎重に工事することです。

##### (3) 土木工事等で埋蔵文化財を発見した場合

土木工事等の施工中に、埋蔵文化財らしきものを発見した場合は、工事を中止して教育委員会に連絡をしてください。状況によっては、発掘調査等を行う必要があります。

## 5 埋蔵文化財の手続き一覧

### (1) 埋蔵文化財発掘の届出（土木工事等の届出）

ア 民間工事主体者が、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を実施する場合、工事に着手する**60日前**までに教育委員会に次の届出を提出します。

イ 埋蔵文化財発掘の届出について（第2号様式）

ウ 設計図一式

### (2) 埋蔵文化財発掘の通知（土木工事等の通知）

ア 地方公共団体等が、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を実施する場合、**計画時**に神奈川県教育委員会に次の通知を提出します。

イ 埋蔵文化財発掘の通知について（第3号様式）

ウ 設計図一式

### (3) 埋蔵文化財発掘調査の届出（発掘届）

ア 民間調査主体者が、発掘調査を実施する場合、調査に着手する**30日前**までに神奈川県教育委員会に次の届出を提出します。

イ 埋蔵文化財発掘調査の届出について（第1号様式）

ウ 神奈川県教育委員会が指示する図書

手続き一覧表

事項	届出（通知）者	文化財保護法	提出書類	提出期限	対応	
					市	県
土木工事等を実施する場合	民間工事主体者（施工主）	法第93条	第2号様式 設計図一式	着手60日前までに	指示	—
	地方公共団体等	法第94条	第3号様式 設計図一式	計画時	副申	通知
発掘調査を実施する場合	民間調査主体者（発掘調査組織）	法第92条	第1号様式 県指示図書	着手30日前までに	経由	通知
	地方公共団体等	法第99条	—	—	—	—

## 6 埋蔵文化財の活用

記録保存の結果刊行された発掘調査報告書は、市内の博物館施設や図書館をはじめ、全国に配布されています。発掘調査報告書は、破壊された遺跡の代わりとなる唯一のものであり、貴重な埋蔵文化財の一つであると言えます。表面採集、工事立会、試掘・確認調査、発掘調査等の野外調査で出土した遺物等に関しては、横浜市埋蔵文化財センターで保存しています。誰でも手続きをすれば、見たり、借りたりすることができます。

## 埋蔵文化財の取扱い手順

### 1 土木工事等範囲を文化財ハマ Site で閲覧

- (1) 埋蔵文化財包蔵地に該当している → 2へ
- (2) 埋蔵文化財包蔵地に該当していない → 手順終了
- (3) 埋蔵文化財包蔵地に該当しているか判断が困難 → EメールかFAXで照会  
Eメール：ky-maibun@city.yokohama.jp/FAX：045-224-5863



文化財ハマ Site

### 2 埋蔵文化財発掘の届出（工事着手 60 日前）

- (1) 届出後、概ね2週間ほどで現地踏査を実施し、保存措置を指示
- (2) 指示内容
  - ア 試掘調査 → 3 - (1)へ
  - イ 発掘調査 → 3 - (2)へ
  - ウ 工事立会 → 3 - (3)へ
  - エ 慎重工事 → 4へ

### 3 保存措置

#### (1) 試掘調査（原則、教育委員会が実施）

- ア 目的：埋蔵文化財の有無を確認
- イ 概要：トレンチ掘り（2×3m）を基本として1～2日間調査
- ウ 時期：工事等着手前
- エ 費用：公費または原因者負担
- オ 調査結果：① 埋蔵文化財を発見。工事等により破壊される → (2)へ  
② 埋蔵文化財を発見。保護層（30cm）により保護される → 4へ  
③ 埋蔵文化財を未発見 → 4へ

#### (2) 発掘調査（工事主体者と民間調査主体者で契約）

- ア 目的：記録保存を行い、発掘調査報告書を刊行
- イ 概要：現地踏査、試掘・確認調査等の結果に基づき、工事等で破壊される範囲を全部調査
- ウ 時期：工事等着手前
- エ 費用：原因者負担（個人住宅は公費：建売住宅は対象外）
- オ 手続き：埋蔵文化財発掘調査の届出

#### (3) 工事立会

工事等の進捗に合わせて、教育委員会の埋蔵文化財専門職員が工事等に立ち会い。

埋蔵文化財を発見した場合は、緊急調査として、発掘作業（遺構掘削・測量・写真撮影・遺物回収等）の作業を教育委員会が実施

### 4 慎重工事（工事着手）

埋蔵文化財包蔵地ということに十分注意して、慎重に工事等を施工

※埋蔵文化財らしきものを発見した場合は、教育委員会に連絡をし、指示を受ける。

神奈川県教育委員会教育長 殿

住 所  
氏名等

埋蔵文化財発掘調査の届出について

埋蔵文化財について発掘調査を実施したいので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 92 条第 1 項、同第 184 条第 1 項及び文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条第 1 項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

1. 発掘予定地の所在及び地番
2. 発掘予定地の面積
3. 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
4. 発掘調査の目的
5. 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
6. 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
7. 発掘着手の予定時期
8. 発掘終了の予定時期
9. 出土品の処置に関する希望
10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- 2 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書  
ただし、当該発掘調査の主体となる者及び発掘担当者が「神奈川県内における文化財保護法第 92 条第 1 項の規定に基づく届出に係る発掘調査組織の事前把握に関する要綱」の規定により事前に適格と認められた者で、当該発掘担当者が発掘調査の主体となる者と雇用関係にあるものとして、神奈川県教育委員会が事前に把握している場合は不要
- 3 発掘予定地の所有者の承諾書
- 4 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
- 5 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書
- 6 発掘調査実施計画書
- 7 発掘調査工程表
- 8 発掘作業範囲を示した図面

(裏)

別 記

92条第1項

県文書番号	第	号	・	年	月	日
-------	---	---	---	---	---	---

1. 所在地						
土地所有者	氏名等：		連絡先：			
2. 調査面積			m <sup>2</sup>			
3. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 やぐら その他の墓 生産遺跡 都市遺跡 その他の遺跡 ( )					
遺跡の名称	(県遺跡番号 )			員数		
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )					
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ( )					
4. 調査の目的 調査の契機	a. 学術研究 ( )		b. 遺跡整備			
	c. 保存目的の範囲内容確認調査		d. 自然崩壊			
	e. 開発事業に伴う		道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物 ( ) 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業 (農道等を含む) その他農業関係事業 土砂採取 その他工事 ( )			
備考：						
5. 調査主体者	住所：					
	氏名等：					
6. 発掘担当者	住所：					
	氏名等：					
	経歴：					
7. 着手予定時期	年 月 日		8. 終了予定時期	年 月 日		
9. 出土品の処置						
10. 参考事項						

指示事項	
------	--

[注意事項] ① 太線内は届出者が記入。 ② 遺跡の種類・現状・時代及び調査の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は ( ) 内に記入。



横浜市教育委員会教育長

住 所  
氏名等

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6. 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされる場合は、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
7. 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の予定時期
9. 当該土木工事等の終了の予定時期
10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(裏)

別 記

93条第1項

市文書番号	第	号	・	年	月	日
-------	---	---	---	---	---	---

1. 所在地			
2. 面積	m <sup>2</sup>		
3. 土地所有者	住所:		
	氏名等:		
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 やぐら その他の墓 生産遺跡 都市遺跡 その他の遺跡 ( )		
遺跡の名称	(県遺跡番号 )	員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ( )		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 ( ) 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業 (農道等を含む) その他農業関係事業 土砂採取 その他工事 ( )		
工事の概要			
6. 工事主体者	住所:		
	氏名等:		
	住所:		
	氏名等:		
7. 施行担当責任者	住所:		
	氏名等:		
8. 着手予定時期	年 月 日	9. 終了予定時期	年 月 日
10. 参考事項			

指示事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ( )
------	------------------------

[注意事項] ① 太線内は届出者が記入。 ② 指示事項欄は市教育委員会で記入。 ③ 遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は ( ) 内に記入。

神奈川県教育委員会教育長 殿

住 所  
氏名等

埋蔵文化財発掘の通知について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第94条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり通知します。

記

1. 土木工事等（土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘することを伴う行為をいう。以下同じ。）をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6. 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされる場合は、契約の両当事者）の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、代表者の氏名
7. 当該土木工事等の施行責任者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の予定時期
9. 当該土木工事等の終了の予定時期
10. その他参考となる事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(裏)

別 記

94条第1項

県文書番号	第 号・ 年 月 日
-------	------------

1. 所在地			
2. 面積	㎡		
3. 土地所有者	住所:		
	氏名等:		
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 やぐら その他の墓 生産遺跡 都市遺跡 その他の遺跡 ( )		
遺跡の名称	(県遺跡番号 )	員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ( )		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 工場 店舗 その他の建物 ( )		
	宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業 (農道等を含む) その他農業関係事業 土砂採取 その他工事 ( )		
工事の概要			
6. 工事主体者	住所:		
	氏名等:		
	住所:		
	氏名等:		
7. 施行責任者	住所:		
	氏名等:		
8. 着手予定時期	年 月 日	9. 終了予定時期	年 月 日
10. 参考事項			

指 導 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ( )
---------	------------------------

[注意事項] ① 太線内は通知者が記入。 ② 指導事項欄は県教育委員会で記入。 ③ 遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は ( ) 内に記入。

---

横浜の埋蔵文化財

- 埋蔵文化財保護（保存と活用） -

〒231 - 0005 横浜市中区本町六丁目 50 番地の 10

横浜市教育委員会事務局 生涯学習文化財課 文化財係

電話 045 - 671 - 3284

ファクス 045 - 224 - 5863

発行 2022（令和4）年4月1日